○文部科学省令第十二号

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）及びこども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和五年政令第百二十六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第一条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 7　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。 二　幼稚園教諭の二種免許状　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。 8　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。 一・二　［略］ 三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） イ・ロ　［略］ ハ　イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が内閣総理大臣と協議して定めるもの	**附　則** 7　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める基礎資格は、次の各号に掲げる免許状の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。 一　幼稚園教諭の一種免許状　学士の学位を有すること（学校教育法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。）、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。 二　幼稚園教諭の二種免許状　児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第十八条の八第一項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第十二条の四第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること。 8　免許法附則第十八項に規定する文部科学省令で定める職員は、次に掲げる者とする。 一・二　［同上］ 三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士） イ・ロ　［同上］ ハ　イ及びロに掲げるものに準ずる施設として文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるもの
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則（昭和三十三年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（学校の教育活動に資する施設） **第五条**　法第十一条第一項の文部科学省令で定める施設は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館とする。